

新入学時の指定学校変更就学について

長崎市では、住所で定められた学校（指定学校）へ入学することになります。

長崎市では、現在、「地域力」の向上をめざしており、全ての小学校区において、子どもを守るネットワークが組織され、地域の子どもは地域で守る活動が行われています。

子どもたちは家庭や学校ばかりではなく、地域の中で毎日を過ごし、見守り活動以外にも、登下校時のあいさつ、声かけ、地域のお祭りや様々な行事への参加を通して、地域に見守られながら日々成長します。

長崎市では、子どもたちが安心安全で健やかに育つために、地域の中で育つことが大切であるという認識のもと、家庭・学校・地域が連携し、学校を中心として、地域の子どもたちを育てる環境づくりをめざしています。

ただし、次の理由に該当する場合は、教育委員会が認める範囲内で、定められた期間内に指定学校変更の申立てをすることができます。**※この制度は新入学時に限っての制度となります。**

1 申立理由及び申立方法等について

	申立理由	提出書類	申立期限及び申請書提出先
①	自宅からの通学距離が指定学校より希望する学校の方が近く、通学に支障がない場合 ※通学は原則、徒歩となります。	- 指定学校変更就学申立書 - 誓約書 - 自宅から指定学校、希望学校までの<u>それぞれの経路及び距離がわかるもの</u>（インターネットや地図等で距離計測したもの） 【小学校】 通学路の最短経路を、自宅門から学校が通学に使用している門までの距離 【中学校】 通学に使用できる最短経路を、自宅門から学校が通学に使用している門までの距離	【新小学1年生】 11月下旬 【新中学1年生】 10月末 提出先： <u>長崎市教育委員会</u> 学務課
②	希望する部活動が指定学校になく、隣接する中学校にある場合 ※その部活動を3年間続けることが条件	- 指定学校変更就学申立書 - 誓約書 ※在籍している小学校長との面談が必要です。（小学校は面談後意見書を教育委員会に提出）	【新中学1年生】 10月末 提出先： <u>在籍する小学校</u>

【申立てにあたっての注意事項】

ア 申立理由①を利用して小学校へ入学が認められた場合でも、中学校は原則として現住所地の指定学校へ入学することになります。

イ 指定学校変更申立後に市内間で転居をした場合、原則、転居先の指定学校へ転校となります。

ウ 申立理由①の距離は、直線距離ではなく、安全に通学ができる最短経路の距離になります。

エ 申立てにより指定学校以外の学校へ入学した場合は、通学対策費補助金は受けられません。

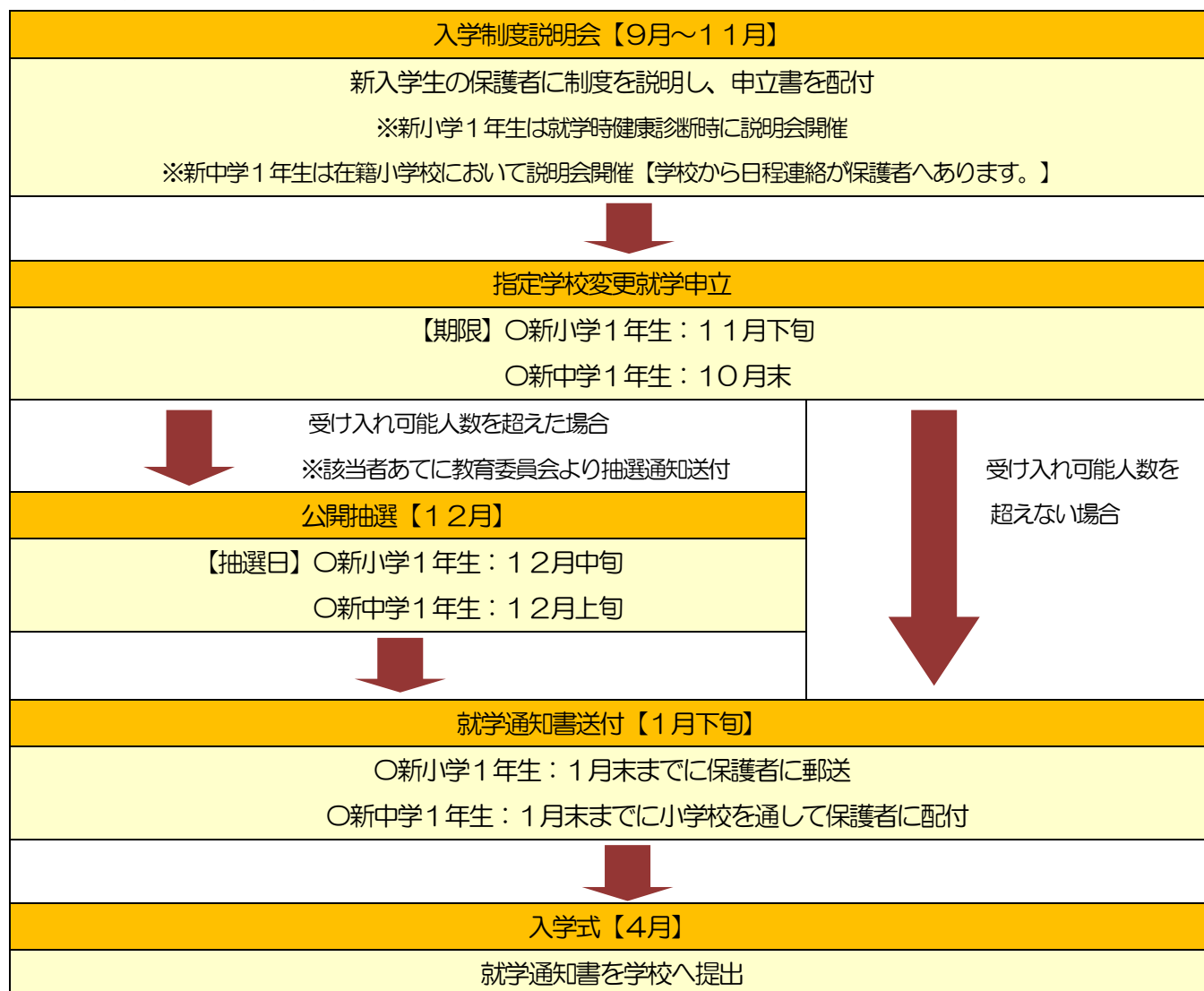
オ 受け入れ校の許容人員の都合により、申立てをお受けできない場合があります。

また申立てを受理した場合であっても、申立者数が受け入れ校の許容人員を超えた場合は抽選を行うことがあります。

2 就学する学校の決定について

1月下旬に各ご家庭に送付する「就学通知書」をもって決定となります。

●距離・部活での指定学校変更の手続きの流れ



●その他の理由による指定学校変更就学申立

次の理由に該当する場合は、**就学通知書受領後（1月末以降）**に教育委員会学務課において申立てをすることができます。

★持参していただくもの★ ①就学通知書 ②下記区分ごとの「申立ての際に必要な書類」

区分	変更理由	申立ての際に必要な書類
転居予定	住居の新築やアパートの入居等で、近日中の転居が確実である場合	・建築又は賃貸借を証する契約書、その他の転居や入居の事実が確認できる書類
留守家庭（※） 注）小学生のみ	下校時に児童の居住する住所において当該児童を保護監督する者がおらず、他の通学区域であれば保護監督を受けることができる場合	・保護者の勤務を証明する書類（勤務日数・勤務時間明記） ・児童を保護監督する者の住所を証明する書類（学童保育の入所証明書等含む）
兄・姉の在籍校	兄・姉が在籍している学校を希望する場合	※入学時に兄・姉が在籍していることが条件になります。
特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく、自宅から最も近い特別支援学級のある学校への通学を希望する場合	※申立前に長崎市教育委員会教育研究所への相談が必要です。
身体的な理由	身体虚弱又は通院治療を要するため指定学校への通学が困難な場合	診断書
心理的な理由（※）	いじめや不登校等の事情により、指定学校への就学が困難と認められる場合	校長の意見書
特殊事情（※）	地域的・家庭の事情又は教育上やむを得ない事情がある場合	・校長の意見書 ・その他教育委員会が必要とする書類

※ 受入れ校の許容人員の都合により申立をお受けできない場合があります。